

「藤枝市手話言語条例(案)」 のパブリックコメント実施について

障害福祉課

令和8年4月施行予定の「藤枝市手話言語条例（案）」に対する意見を募集します。
概要は下記のとおりです。

- 1 要 旨** 令和7年6月「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行されました。本市においても手話言語条例制定の機運が高まり、聴覚障害者等の意見を反映し、また国の法律に即して、「藤枝市手話言語条例」の目的、基本理念を定め、市の責務として、手話言語による意思疎通、環境の整備、社会参加・自立生活を保守するため、本条例を制定します。
- 2 条例の内容** 前文
(1) 目的
(2) 定義
(3) 基本理念
(4) 市の責務
(5) 市民の役割
(6) 事業者の役割
(7) 施策の推進
(8) 点検・評価
(9) 委任
- 3 条例の効果** (1) 手話は言語であるという理念を、聴覚障害者だけでなく市民に広く知らせることで、聴覚障害者が安心して手話を使える社会を実現します。
(2) 令和7年6月に制定された法律に定める自治体が行うべき事業を推進します。
- 4 問い合わせ** 障害福祉課 電話：054-643-3294（内線：4055）